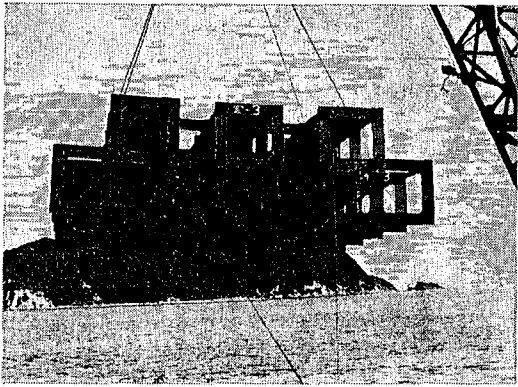


合成洗剤を追放しよう!!

生命のふるさと  
海を守るために



地調査及び分析を行つ、  
技術向上促進事業  
△五十七年度事業計画

拓水

7月号 No. 298 一部 10円

(会員の購読料は指導事業経費より支払されています)

発行所 兵庫県漁業協同組合連合会  
兵庫県水産業改良普及協会  
神戸市兵庫区中の島2の2の1  
TEL 681-6954~7  
発行人 兵庫県漁業協同組合連合会

社団法人全国沿岸漁業振興開発協会が発足  
沿整・沿構事業の推進に大きな期待

沿岸漁業振興上沿岸漁業協同組合連合会、沿岸漁業構造改善事業の積極的な推進の必要があるが、その推進母体として既存の沿岸漁業協同組合協議会の社団法人化がかねてより検討されていた。この社団法人全国沿岸漁業振興開発協会として設立発足をみた。今後の沿整、沿構事業の推進に大きな期待が寄せられている。

社団法人全国沿岸漁業振興開発協会の設立総会が六月十日、千代田区内神田のコアビルで開かれ、(社)設立趣意書、(定款)を承認した後、五十七年度・五十七年度の事業計画と収支予算、(五十六年度)年会費の賦課、徴収などの議案を原案と取り決定。会長に宮原九一(全漁連会長)、副会長に椎谷義雄(青森県沿岸漁場整備開発事業、山根隆幹)が選任され、理事に山根隆幹、竹村一喜、理事に山久三郎(北海道沿岸漁場整備促進協議会)が選任された。

△役員(顔ぶれ)  
△会長 山根隆幹(兵庫県沿岸漁業協同組合連合会)  
△副会長 山根隆幹(兵庫県沿岸漁業協同組合連合会)  
△理事 山久三郎(北海道沿岸漁場整備促進協議会)  
△監事 山久三郎(北海道沿岸漁場整備促進協議会)  
△顧問 山久三郎(北海道沿岸漁場整備促進協議会)  
△監事 山久三郎(北海道沿岸漁場整備促進協議会)  
△監事 山久三郎(北海道沿岸漁場整備促進協議会)

1. 方針  
(1) 初年度の方針の徹底を図るとともに協業業務体制の強化、農政関係の整備に努める。  
(2) 技術指導を行いうる体制を強化することにより沿整事業の技術指導業務の拡充を図る。  
(3) 前年度の事業を拡充継続する。  
(4) 地方各機関等からの漁場造成の設計等の受託事業を開始すること。



海の記念日 7月20日  
海の旬間(7月20日~7月31日)  
「海にのびろろ」われらの未来

漁船法施行規則の一部が改正され、これに伴い「漁船の登録」に関する手数料が六月十日から次のようになりました。今後の漁船登録等の手続については十分留意の上遺漏のないようお願いいたします。

登録に関する手数料一覧 56.6.10改正

区分	無動力	総トン数20未満の動力漁船	総トン数100以上の動力漁船	総トン数100以上の動力漁船
登録手数料	2,500 (2,000)	3,800 (3,000)	4,000 (3,200)	4,200 (3,400)
検取手数料	(1枚につき)	(200)	(250)	(250)
変更の登録手数料	(1枚につき)	1,250 (1,000)	1,800 (1,500)	2,000 (1,600)
譲渡手数料	(1枚につき)	130 (100)		

△系統団体の動き▽6月

- 二日 専務委員会
- 三日 県漁協連合会
- 四日 県沿岸漁業振興協議会
- 五日 但馬地区漁協連合会
- 六日 淡路町漁協合併記念祝賀会
- 全水共三〇周年記念祝賀会
- 漁共済推進全国大会
- 基金協合理事会
- 中国地区漁連会長会
- 振播地区漁協壮研修会
- 基金協会中、四国ブロック会議
- 漁船保険事務研修会
- 二日 内海漁保ブロック会議
- 二日 全無協近畿連合支部総会
- 三〇日 漁業近代化資金制度及び指導ブロック会議

六月十日から新料金 漁船法施行規則一部改正される

漁船法施行規則の一部が改正され、これに伴い「漁船の登録」に関する手数料が六月十日から次のようになりました。今後の漁船登録等の手続については十分留意の上遺漏のないようお願いいたします。

登録に関する手数料一覧 56.6.10改正

区分	無動力	総トン数20未満の動力漁船	総トン数100以上の動力漁船	総トン数100以上の動力漁船
登録手数料	2,500 (2,000)	3,800 (3,000)	4,000 (3,200)	4,200 (3,400)
検取手数料	(1枚につき)	(200)	(250)	(250)
変更の登録手数料	(1枚につき)	1,250 (1,000)	1,800 (1,500)	2,000 (1,600)
譲渡手数料	(1枚につき)	130 (100)		

(注)カッコ内は旧料金

「海の子」の作文募集について

全国漁協婦人部連絡協議会 (全漁協連)

漁協婦人部の中央団体であります全漁協連では毎年、全国の漁村の小学生、中学生から「海の子」の作文を募集しています。毎日の暮らしの中での限らない海への愛情や、明るい豊かな漁村を作るために精を出している、お父さんやお母さんたちの姿などを作文に書いてみませんか?ふるって応募して下さい。

●課題  
暮らしの中で身近に感じていることを題材として、文題は自由。

●応募資格ととき  
・第1部...漁村地域の小学校1年~3年 (400字詰B4原稿用紙3枚以内)  
・第2部... " 小学校4年~6年 ( " " )  
・第3部... " 中学生 ( " " 4枚以内)

いづれも、今までにどこにも応募しない作品で、ひとり1点に限りませう。

●応募方法と期日  
作品には必ず ①題名 ②氏名 ③性別 ④学校名・学年を記入し、地域の漁協婦人部または漁業協同組合に9月10日までに提出して下さい。

●賞  
・全漁連会長賞 各部門ごとに1名.....計3名  
・農林中金理事長賞 各部門ごとに2名.....計6名  
・全漁協連会長賞 各部門ごとに3名.....計9名  
いづれも賞状と副賞を贈呈します。

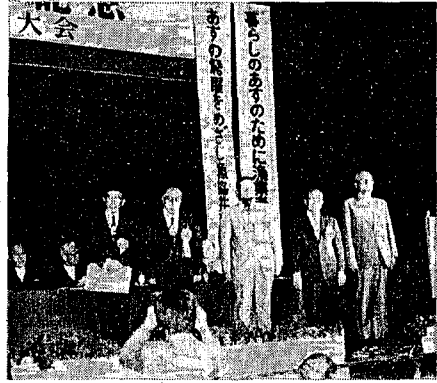
●後援  
全漁連・農林中金

●問い合わせ先  
・各道府県漁協婦人部連合会 ・全国漁協婦人部連絡協議会  
〒101 東京都千代田区内神田1-1-12 コープビル  
TEL 03 (294) 9611 (大代表) (全漁連・指導部内)



# 水協法共済三十周年記念 漁協共済推進全国大会開催さる

## ◎優績漁協・特別功勞者・功勞者表彰も 併せ行われる(於ホテルニューオータニ)



晴れの表彰を受けられた方々

六月十一日全水共の創立三十周年を記念する第八回漁協共済推進全国大会が盛大に開かれた。全国から二千名の関係者が参集し、漁協の共済の虹の旗で飾られた壇上に全水共・共済連各役員、農林水産大臣はじめ来賓多数の臨席のうち、贈呈式が開始された。まず主催者全水共伊藤正義会長・全漁連宮原九一会長よりあいさつがあり、共済の重要性を強調し、三十周年をむかえたことにつき感謝し、共済を漁協事業とするための水協法の改正、漁協制度の改善、漁業者年金を含め保障制度の充実を図る旨述べられた。

続いて農林水産大臣・自民党農林水産大臣・衆参両院農林水産委員長より夫々祝辞があり、国としての漁業の振興と福祉の向上に努力しているが目的達成のため自助努力も要請されその成果に期待する反面国会の場を通して共済の充実と努力したいと力強く支援の約束があった。

次いで物故者に対し黙とうを捧げ表彰に移り、農林水産大臣賞として特別功勞者(五名)、水協法共済優績漁協(五組合)、水産庁長官賞として特別功勞者(二十二名)、優績漁協(三十九組合)その他功勞者、永年勤続者、優績漁協が夫々全漁連会長賞・農林中金理事長賞・全水共会長賞・漁協共済連会長賞を受けた。

(本県関係受賞漁協・功勞者等別記)

▲表彰漁協  
●農林水産大臣賞  
特別功勞者 三浦清太郎  
●優績漁協 香住町漁協  
●水産庁長官賞  
特別功勞者 西上重三  
●全漁連会長賞  
●優績漁協 津屋山漁協  
●農林中金理事長賞  
特別功勞者 明石浦漁協・東田良時漁協(以上水協法共済)・浜坂町漁協(リコー)・神戸市漁協(カサ)・丸山漁協(伊保漁協)・南淡漁協・阿那賀漁協(以上きよさい)

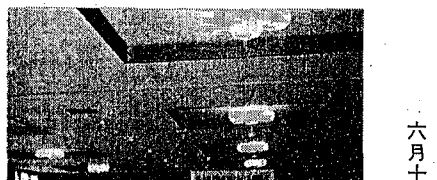
●農林中金理事長賞  
●優績漁協 林崎漁協  
●全水共会長賞  
●優績漁協 洲本漁協・育波浦漁協・沼島漁協・竹野浜漁協・坊勢漁協・岩見漁協・室津漁協  
●漁協共済連会長賞  
●優績漁協 江井島漁協・武野浦漁協・湊漁協・福長漁協・森漁協

▲漁協共済の推進  
●確立に関する決議

今日、きびしい漁業情勢のなかにおいて、われわれ漁業協同組合に課せられた任務はきわめて重大である。組合員の経営を支え、暮らしをまもる「漁協の共済」もまた、われわれ漁業協同組合が

真剣の取り組みなければならぬ重要な対策のひとつである。ここに共済事業創設三十周年を迎えるにあたり、われわれ漁業協同組合は、これまできびしい制度改革について漁協システムの総力結集が確認された。大会を終了後視察ツアーが開催され、関係者からは終了した。

本県より、漁連・信漁連・単協から五十一名が参加した。



漁協共済の推進に関する決議

漁業協同組合がみずからと暮らして不安のない明るい漁村社会を創造するために、「漁協の共済」の確立にむかひ、力強く前進することをここに誓い、大会の総意として決議する。

昭和五十六年六月十一日  
水協法共済三十周年記念  
第八回漁協共済推進全国大会

五月十八日より二十七日までの間に行われた総記講習会の受講者は、一〇〇名を超す最大規模となったが、幸い一名の不合格者も無く全員合格を挙げた。受講者氏名次のとおり。(総数一〇四名)

網本澄、生田忠勝、生田好夫、石定澄之、石定政美、伊藤孝、伊藤浩、

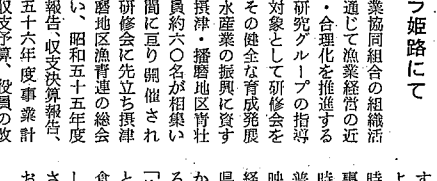


漁協共済の推進に関する決議

伊藤政義、伊藤三郎、井上周三、井上登、井上英之、今井幹二、今井繁、今井良一、今川和美、魚谷和弘、魚谷忠弘、魚谷一、戎井昌弘、戎井俊孝、戎井善弘、戎井俊孝、戎谷五郎、戎谷勝、戎本登彦、戎本裕明、大西連雄、京本幸雄、京本隆

五月十八日より二十七日までの間に行われた総記講習会の受講者は、一〇〇名を超す最大規模となったが、幸い一名の不合格者も無く全員合格を挙げた。受講者氏名次のとおり。(総数一〇四名)

網本澄、生田忠勝、生田好夫、石定澄之、石定政美、伊藤孝、伊藤浩、

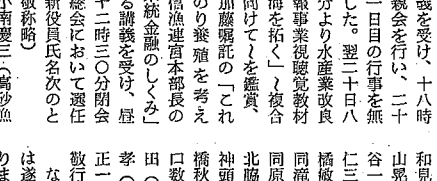


漁協共済の推進に関する決議

伊藤政義、伊藤三郎、井上周三、井上登、井上英之、今井幹二、今井繁、今井良一、今川和美、魚谷和弘、魚谷忠弘、魚谷一、戎井昌弘、戎井俊孝、戎井善弘、戎井俊孝、戎谷五郎、戎谷勝、戎本登彦、戎本裕明、大西連雄、京本幸雄、京本隆

五月十八日より二十七日までの間に行われた総記講習会の受講者は、一〇〇名を超す最大規模となったが、幸い一名の不合格者も無く全員合格を挙げた。受講者氏名次のとおり。(総数一〇四名)

網本澄、生田忠勝、生田好夫、石定澄之、石定政美、伊藤孝、伊藤浩、

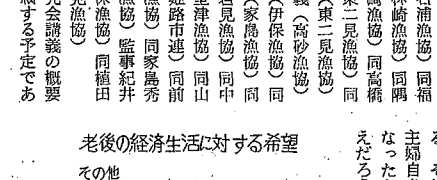


漁協共済の推進に関する決議

伊藤政義、伊藤三郎、井上周三、井上登、井上英之、今井幹二、今井繁、今井良一、今川和美、魚谷和弘、魚谷忠弘、魚谷一、戎井昌弘、戎井俊孝、戎井善弘、戎井俊孝、戎谷五郎、戎谷勝、戎本登彦、戎本裕明、大西連雄、京本幸雄、京本隆

五月十八日より二十七日までの間に行われた総記講習会の受講者は、一〇〇名を超す最大規模となったが、幸い一名の不合格者も無く全員合格を挙げた。受講者氏名次のとおり。(総数一〇四名)

網本澄、生田忠勝、生田好夫、石定澄之、石定政美、伊藤孝、伊藤浩、

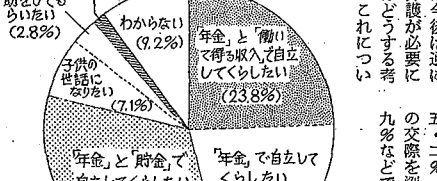


漁協共済の推進に関する決議

伊藤政義、伊藤三郎、井上周三、井上登、井上英之、今井幹二、今井繁、今井良一、今川和美、魚谷和弘、魚谷忠弘、魚谷一、戎井昌弘、戎井俊孝、戎井善弘、戎井俊孝、戎谷五郎、戎谷勝、戎本登彦、戎本裕明、大西連雄、京本幸雄、京本隆

五月十八日より二十七日までの間に行われた総記講習会の受講者は、一〇〇名を超す最大規模となったが、幸い一名の不合格者も無く全員合格を挙げた。受講者氏名次のとおり。(総数一〇四名)

網本澄、生田忠勝、生田好夫、石定澄之、石定政美、伊藤孝、伊藤浩、



漁協共済の推進に関する決議

伊藤政義、伊藤三郎、井上周三、井上登、井上英之、今井幹二、今井繁、今井良一、今川和美、魚谷和弘、魚谷忠弘、魚谷一、戎井昌弘、戎井俊孝、戎井善弘、戎井俊孝、戎谷五郎、戎谷勝、戎本登彦、戎本裕明、大西連雄、京本幸雄、京本隆

五月十八日より二十七日までの間に行われた総記講習会の受講者は、一〇〇名を超す最大規模となったが、幸い一名の不合格者も無く全員合格を挙げた。受講者氏名次のとおり。(総数一〇四名)

網本澄、生田忠勝、生田好夫、石定澄之、石定政美、伊藤孝、伊藤浩、

漁業協同組合の組織活動を通じて漁業経営の近代化・合理化を推進するため研究グループの指導者を対象として研修会を行い、その健全な育成発展と、水産業の振興に資するため、播磨地区漁協青年部員約六〇名が相集り二日間に亘り開催された。研修会に先立ち、播磨地区漁協青年部の総会を行い、昭和五十五年事業報告、収支決算報告、昭和五十六年度事業計画、収支予算、役員改選

五月十八日より二十七日までの間に行われた総記講習会の受講者は、一〇〇名を超す最大規模となったが、幸い一名の不合格者も無く全員合格を挙げた。受講者氏名次のとおり。(総数一〇四名)

網本澄、生田忠勝、生田好夫、石定澄之、石定政美、伊藤孝、伊藤浩、

五月十八日より二十七日までの間に行われた総記講習会の受講者は、一〇〇名を超す最大規模となったが、幸い一名の不合格者も無く全員合格を挙げた。受講者氏名次のとおり。(総数一〇四名)

網本澄、生田忠勝、生田好夫、石定澄之、石定政美、伊藤孝、伊藤浩、

漁業協同組合がみずからと暮らして不安のない明るい漁村社会を創造するために、「漁協の共済」の確立にむかひ、力強く前進することをここに誓い、大会の総意として決議する。

### 主婦の老後生活意識調査

夫と死別後は「一人暮らし」が一五%

次に、夫と死別後だれと暮らすつもりか、という質問については、「息子・息子夫婦」と答えた者が約四割(三九・五%)。次いで「娘・娘夫婦」が一五・七%で、子どもと暮らすつもりが主婦の半数以上を占めている。こうしたことを反映してか、二世帯同居型住宅政策を「ぜひ実現して欲しい」と望む人が四六・八%、「一人暮らし」と答えた人が一五・七%と答えた人が全体で一五・七%であったことは注目される。これは五十代前半、これ以上になると、高齢者層に多い傾向にある。

自分が寝たきりになったら?

協会(副会長)川勝次(神戸市漁協) 同若松孝夫(明石浦漁協) 同大西武雄(姫路市連) 同浜野野雄(家島漁協) 同林本雅之(室津漁協) 理事今藤武司(神戸市漁協) 同神足利(明石浦漁協) 同福山晃一(林崎漁協) 同福仁三男(東二見漁協) 同橋本太郎(東二見漁協) 同滝本忠義(高砂漁協) 同原忠男(伊保漁協) 同北脇秀高(家島漁協) 同橋本孝(室津漁協) 同山口数明(姫路市連) 同前田口(坂越漁協) 同家島孝(赤穂漁協) 同家島孝正(伊保漁協) 同橋本孝行(岩見漁協)

なお研究会の概要は次回掲載する予定です。

### 老後の経済生活に対する希望

自立して暮らしたい	22.0%
年金と貯金で暮らしたい	33.8%
年金と貯金で暮らしたい	23.8%
年金と貯金で暮らしたい	17.1%
年金と貯金で暮らしたい	9.2%
年金と貯金で暮らしたい	2.8%
年金と貯金で暮らしたい	1.4%

### 主婦の老後生活意識調査

夫と死別後は「一人暮らし」が一五%

家族に寝たきりの病人がた場合、その世話をするのはどうしても女性、となって主婦といふことの調査でも、以前に家族の中に寝たきりの病人がいた、あるいは現在もいるというのが全体の二割あり、その世話は「娘(五三・〇%)」「妻(二一・五%)」「娘(一七・四%)」で九割を占め、「病院・施設入院」はわずかに七・二%にすぎなかった。しかし、こうした現状に対して「主婦はどう考えているか」「主婦の役割」と考えているのかどうかで、三割強(三〇・一%)の主婦が「主婦が中心となってもよいが、過重にならないよう社会的サービスが受けられるよう」にすべきだ」と答えた。現状では「やむを得ない」(二八・八%)、「当然だ」(二七・〇%)が、それぞれ三割弱となっている。それでは今後は逆に主婦自身が介護が必要になったときはどうする考えだろうか。これについては「同居の家族にみてもらう」が四割強(四〇・五%)あったものの、「病院に入院する」(二二・七%)、「ばっかり死んでしまおう」(一七・四%)、約二割にのぼるなど、主婦の苦しい立場という切ない胸の内をのぞかせている。

老後、働けるだけ働くが半数以上

ところで、平均余命の伸びに伴い、女性の老後がますます長くなっており、「老後をいかに生き残るか」は女性自身に課せられた重要な課題となっているわけだが、これについては、「働けるだけ働く」が最も多く五六・〇%、次いで「趣味を生かす」が四割強(三三・四%)で、この二つの生き方を代表している。このほかでは、「夫のめんどうをみる」一六・〇%、「孫のめんどうをみる」一五・二%、「老人どうしの交際を深める」一三・九%などであった。

# 昭和五十六年度前期漁業用燃油対策 特別資金融通成事業実施要領 制定される

## 制定される

水産庁は五月十一日付で、「昭和五十六年度前期漁業用燃油対策特別資金融通成事業実施要領」の制定について、農林水産事務次官官通達を出した。前期限は、五十六年度融資金千億円のうちの三百七十五億円、残額六百二十五億円は今年末融資金と決定。同通達は次のとおり。

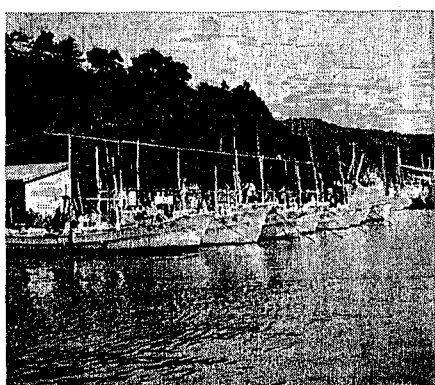
昭和五十六年度前期漁業用燃油対策特別資金「特別資金」という。と融通成事業実施要領

### 第一 目的

この事業は、最近における漁業用燃油価格の高騰等が漁業者の経営に及ぼして深刻な影響を及ぼしている実情にかんがみ、これらの漁業者に対して緊急に漁業経営に必要な燃油等の購入資金を低利に融通する融資機関に対し、都道府県等が利子補給を行うために必要な経費について、当該漁業者の当分の漁業経営の安定を図ることを目的とする。

### 第二 定義

この要領において、昭和三十六年度前期漁業用燃油対策特別資金(以下「特別資金」という)と融通成事業実施要領



和五十六年度前期漁業用燃油対策特別資金(以下「特別資金」という)と融通成事業実施要領

## 主な漁種の貸付限度額表

### 1. 都道府県が事業主体となるもの

漁業種類	貸付限度額
いかつり漁業	30トン以上 50トン未満の漁船については 250万円 50トン以上100トン未満の漁船については 360万円 100トン以上200トン未満の漁船については 535万円 200トン以上300トン未満の漁船については 715万円 300トン以上400トン未満の漁船については 860万円 400トン以上の漁船については 930万円
沖合底びき網漁業	50トン未満の漁船については 90万円 50トン以上100トン未満の漁船については 300万円 100トン以上の漁船については 655万円
沿岸漁船漁業 (30トン未満)	5トン未満の漁船については 18万円 5トン以上10トン未満の漁船については 36万円 10トン以上30トン未満の漁船については 72万円
その他の漁船漁業	30トン以上 50トン未満の漁船については 235万円 50トン以上100トン未満の漁船については 360万円 100トン以上の漁船については 535万円
定置漁業	小型定置については 18万円 大型定置については 36万円
養殖業	うなぎ養殖以外の養殖については 18万円 うなぎ養殖については 54万円

⑥ 北緯20度の線以北、東経170度の線以西の太平洋の海域において操業する50トン以上の漁船は、この表の貸付限度額に、1月から12月までの間に2月間以上同海域において外地で購入した石油を用いて操業する金額(250万円)を加算した金額とする。

### 2. 特定業種の貸付限度額

沿岸漁船漁業	5トン未満の漁船については 50万円 5トン以上10トン未満の漁船については 100万円 10トン以上30トン未満の漁船については 190万円
定置漁業	小型定置については 50万円 大型定置については 100万円
養殖業	うなぎ養殖以外の養殖については 50万円 うなぎ養殖については 140万円
遠洋かつお・まぐろ漁業及び母船式かつお・まぐろ漁業	200トン未満の漁船については 2,500万円 200トン以上400トン未満の漁船については 4,600万円 400トン以上の漁船については 5,100万円

1 漁船のトン数は、総トン数である。  
2 貸付限度額は、漁船1隻ごとの限度額である。

## (水産庁)

第一項の指定漁業を定める政令(昭和三十八年政令第六号)以下、政府令(以下「第一項第十号に掲げる漁業をいう。以下同じ。）」及び母船式かつお・まぐろ漁業(政令第一項第十一号に掲げる漁業をいう。以下同じ。))を営む漁業者に融資する融資機関に対し、利子補給を行うものとする。

1 この事業を実施する者は、都道府県、日本経済団体連合会、全国漁業協同組合連合会、社団法人日本トロール漁業協会、社団法人日本トロール底魚協会および社団法人南米北岸底魚漁業協会とする。

2 都道府県は、3および4に掲げる漁業を営む漁業者に融資する融資機関に対し、利子補給を行うものとする。

3 日本経済団体連合会、全国漁業協同組合連合会および全国漁業協同組合連合会は、遠洋かつお・まぐろ漁業(漁業法第五十二条

## 第四 利子補給金の交付

融資機関に対し利子補給金を交付するものとし、この場合における国の額は、第五の3の(8)の額は、第五の3の(8)の場合にあっては特別資金の貸付残高の年六パーセントに相当する額とする。

1 特別資金の貸付けを受けることができる者は、水産業協同組合の組合員資格を有し、かつ、漁業を営む者である。当該漁業者の経営状況からみて経営資金の融通を受ける必要がある旨の漁業協同組合、漁業協同組合連合会、漁業協同組合(都道府県を除く。)の長の証明を受けたものとする。ただし、やむを得ない場合は、漁業協同組合または漁業協同組合連合会の長の証明を行うものとする。

2 特別資金の融資機関は、水産業協同組合法(昭和二十三年法律第二十四号)第二十一条第一号の事業を行う漁業協同組合、同法第八十七条第一項第一号及び第二号の事業を併せ行う漁業協同組合連合会、農林中央金庫、銀行、相互銀行並びに信用金庫とする。

3 特別資金の貸付条件は次のとおりとする。  
(1) 特別資金の貸付額は、原則として昭和五十五年一月一日から昭和五十五年十二月三十一日までの間の燃油等諸資材の購入等に要した経費の八分の三(近距離操業等をする業種である別表1の沿岸漁業の欄に掲げる沿岸漁船漁業、定置漁業および養殖業または長期間航海をする業種で

ある別表2の漁業種類の欄に掲げる遠洋かつお・まぐろ漁業および母船式かつお・まぐろ漁業であつて、当該業種に属する漁船の総隻数の八分の三以内の隻数の漁船に限定して特別資金を貸し付けることおよび残余の隻数に限定して昭和五十六年度(後期)漁業用燃油対策特別資金を貸し付けることにつき、事業主体ごと水産庁長官の承認を受けたもの(以下「特定業種」という)にあっては、当該購入等に要した経費の一部に相当する額または別表に掲げる貸付限度額の合計額のいずれか低い額の範囲内とする。

(2) 特別資金の償還期間は、三年以内(振替期間一年以内を含む)とする。

(3) 特別資金の貸付利率は、次のとおりとする。

4 特別資金の貸付けは、昭和五十六年七月一日(漁業経営が著し

く困難であると認められ、水産庁長官が別に定める業種のうち、特別資金の早期貸付けを行うこととし、事業主体ごと水産庁長官の承認を受けた業種にあっては、当該承認に係る貸付開始日)から昭和五十六年十月三十一日までの間に行うものとし、借入申込み第一項第二号に掲げる漁業をいう。以下同じ。北極圏漁業または近海第六 国の助成

国は、予算の範囲内において、事業主体に対してこの事業の実施に必要な経費について、別に定めることにより補助するものとする。

## 第五 特別資金の融通

特別資金の貸付けを受けることができる者は、水産業協同組合の組合員資格を有し、かつ、漁業を営む者である。当該漁業者の経営状況からみて経営資金の融通を受ける必要がある旨の漁業協同組合、漁業協同組合連合会、漁業協同組合(都道府県を除く。)の長の証明を受けたものとする。ただし、やむを得ない場合は、漁業協同組合または漁業協同組合連合会の長の証明を行うものとする。

2 特別資金の融資機関は、水産業協同組合法(昭和二十三年法律第二十四号)第二十一条第一号の事業を行う漁業協同組合、同法第八十七条第一項第一号及び第二号の事業を併せ行う漁業協同組合連合会、農林中央金庫、銀行、相互銀行並びに信用金庫とする。

3 特別資金の貸付条件は次のとおりとする。  
(1) 特別資金の貸付額は、原則として昭和五十五年一月一日から昭和五十五年十二月三十一日までの間の燃油等諸資材の購入等に要した経費の八分の三(近距離操業等をする業種である別表1の沿岸漁業の欄に掲げる沿岸漁船漁業、定置漁業および養殖業または長期間航海をする業種で

ある別表2の漁業種類の欄に掲げる遠洋かつお・まぐろ漁業および母船式かつお・まぐろ漁業であつて、当該業種に属する漁船の総隻数の八分の三以内の隻数の漁船に限定して特別資金を貸し付けることおよび残余の隻数に限定して昭和五十六年度(後期)漁業用燃油対策特別資金を貸し付けることにつき、事業主体ごと水産庁長官の承認を受けたもの(以下「特定業種」という)にあっては、当該購入等に要した経費の一部に相当する額または別表に掲げる貸付限度額の合計額のいずれか低い額の範囲内とする。

(2) 特別資金の償還期間は、三年以内(振替期間一年以内を含む)とする。

(3) 特別資金の貸付利率は、次のとおりとする。

4 特別資金の貸付けは、昭和五十六年七月一日(漁業経営が著し

く困難であると認められ、水産庁長官が別に定める業種のうち、特別資金の早期貸付けを行うこととし、事業主体ごと水産庁長官の承認を受けた業種にあっては、当該承認に係る貸付開始日)から昭和五十六年十月三十一日までの間に行うものとし、借入申込み第一項第二号に掲げる漁業をいう。以下同じ。北極圏漁業または近海第六 国の助成

国は、予算の範囲内において、事業主体に対してこの事業の実施に必要な経費について、別に定めることにより補助するものとする。

第七 その他 この要領に定めるもののほか、この事業の実施につき必要な事項については、水産庁長官が別に定めるものとする。

## 第六 国の助成

国は、予算の範囲内において、事業主体に対してこの事業の実施に必要な経費について、別に定めることにより補助するものとする。

第七 その他 この要領に定めるもののほか、この事業の実施につき必要な事項については、水産庁長官が別に定めるものとする。

第八 その他 この要領に定めるもののほか、この事業の実施につき必要な事項については、水産庁長官が別に定めるものとする。

第九 その他 この要領に定めるもののほか、この事業の実施につき必要な事項については、水産庁長官が別に定めるものとする。

第十 その他 この要領に定めるもののほか、この事業の実施につき必要な事項については、水産庁長官が別に定めるものとする。

第十一 その他 この要領に定めるもののほか、この事業の実施につき必要な事項については、水産庁長官が別に定めるものとする。

第十二 その他 この要領に定めるもののほか、この事業の実施につき必要な事項については、水産庁長官が別に定めるものとする。

第十三 その他 この要領に定めるもののほか、この事業の実施につき必要な事項については、水産庁長官が別に定めるものとする。

第十四 その他 この要領に定めるもののほか、この事業の実施につき必要な事項については、水産庁長官が別に定めるものとする。

第十五 その他 この要領に定めるもののほか、この事業の実施につき必要な事項については、水産庁長官が別に定めるものとする。

## 都道府県が利子補給を行う特別資金のうち、イに掲げる漁業以外の漁業者を営む漁業者に融資されるもの

1 都道府県が利子補給を行う特別資金のうち、イに掲げる漁業以外の漁業者を営む漁業者に融資されるもの(以下「特別資金」という)にあっては、年三パーセント以内

の範囲内において、昭和五十六年十月三十一日までの間に行うものとし、借入申込み第一項第二号に掲げる漁業をいう。以下同じ。北極圏漁業または近海第六 国の助成

国は、予算の範囲内において、事業主体に対してこの事業の実施に必要な経費について、別に定めることにより補助するものとする。

第七 その他 この要領に定めるもののほか、この事業の実施につき必要な事項については、水産庁長官が別に定めるものとする。

第八 その他 この要領に定めるもののほか、この事業の実施につき必要な事項については、水産庁長官が別に定めるものとする。

第九 その他 この要領に定めるもののほか、この事業の実施につき必要な事項については、水産庁長官が別に定めるものとする。

第十 その他 この要領に定めるもののほか、この事業の実施につき必要な事項については、水産庁長官が別に定めるものとする。

第十一 その他 この要領に定めるもののほか、この事業の実施につき必要な事項については、水産庁長官が別に定めるものとする。

第十二 その他 この要領に定めるもののほか、この事業の実施につき必要な事項については、水産庁長官が別に定めるものとする。

第十三 その他 この要領に定めるもののほか、この事業の実施につき必要な事項については、水産庁長官が別に定めるものとする。

## 海の子絵画・作文の募集を行います

海の子絵画展(第4回) 近く募集を行う予定ですので広く漁海の子作文(第3回) 村子弟の応募をお待ちしています。(作文の募集要項は1面参照)

二種の燃料を生かす確かな技術

# 余裕の出力、曳き力抜群!

船用玉置ヤンマーディーゼル  
<内海底曳用>  
**3EH15**  
(定格15馬力 / 1440回転)

●船主機用3.0~2400馬力●  
●船補機用3.5~3600馬力●

## ヤンマーディーゼル

●詳しいカタログをお送りします(本誌定価)まで。

(本社)大阪府東淀川区山崎4-2-53 TEL.061-372-1111 (内)1  
(支社)東京(支店)札幌 名古屋 大阪 福岡 広島 仙台 新潟 岡山 京都

ヤンマーディーゼル株式会社

海の子絵画・作文の募集を行います

海の子絵画展(第4回) 近く募集を行う予定ですので広く漁海の子作文(第3回) 村子弟の応募をお待ちしています。(作文の募集要項は1面参照)

水試ノート ③

水産試験場における海洋観測の概要

観測内容

大正一三年に水産試験場が設置されてから現在まで、欠けない業務のひとつに海洋観測がある。

この仕事には今まで多くの人々が携り、調査結果は水産生物研究や、漁況予報、増養殖指導等の基礎的資料となつてゐる。

現在、水試で行つてゐる海洋観測の種類は、定置観測と定点観測と大別でき、これらの調査項目は表1のとおりである。

定置観測は海上の定点を定期的に調査するものであるが、全容は毎年一度の水試事業報告で公表されてきてゐる。

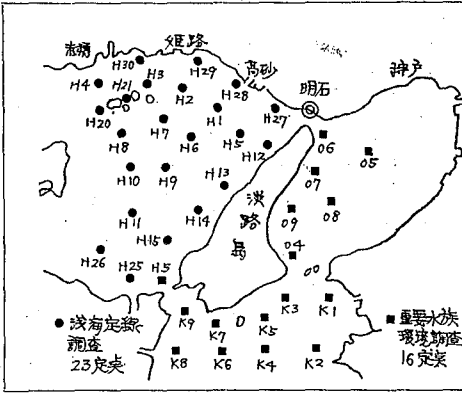


図1 定点観測の位置図

表2 定置観測の旬別年平均値 (昭32~51, 平均)

Table with 5 columns: 月 (Month), 旬 (Season), 気温 (°C) (Temperature), 水温 (°C) (Water Temp), 塩分 (%) (Salinity), 雨量 (mm) (Rainfall). Rows show monthly and seasonal averages.

注一雨量は旬合計値を示す。

表1 海洋観測の実施項目一覧

Table with 4 columns: 観測項目 (Observation Item), 定置観測 (Fixed Point Observation), 定点観測 (Fixed Point Observation), 特殊項目 (Special Items). Rows include weather, sea surface, and water quality measurements.

暑中御見舞申し上げます

昭和56年盛夏 兵庫県漁業協同組合連合会 兵庫県信用漁業協同組合連合会 他漁業系統団体 役員一同

漁船員安全シリーズ ②

粉じん作業、その他高濃度粉じん中の作業

- ① 眼鏡、マスク
② レンズ、枠の形状、材質で選ぶこと。
③ 顔の側面まで保護されたものを選ぶこと。
④ 防じんマスクの知識
⑤ 著しく、ホコリの立つ場所での作業には、防じん性の呼吸器を用いることになつてゐるが、一般的にはガーゼのマスクや、手ぬぐいなどで口をおおつてゐる。これらは有害な化学製品はもちろんだと、一般の粉じんにもほとんど役に立たない。

たか歩かぬかに、突如ビニーンという音と共に一陣の烈風が通り過ぎたと思ふ間もなく、吹き出された、物凄い風が吹き出した。わづか二百メートル先の我が村までの前進不可能な台風並の風で引き返さず、家鳴り騒動の中を不安の思いで風の静まるのを待つことにした。私より数分先に帰途に就いた先任事務員(後任の柴山漁協理事小林盛次氏)は、どうやら我が家にたどりついたらしく、又家が反対の方向の村に在る見習事務員松森幸一君(昭和二十三年死去)は猪突猛進で家に向かつているらしく、事務所には自分一人が戻つたのである。次第に日は暮れて行く、電灯は点かない、心細い中を風よ早く鎮まれと祈り心のなみ私のみならず神代のみしたものである。二時間近く経つて風はやや静まったが今度は小山のような波が寄せはじめた。

漁協一代 (その十一) 作花 英治

大連難記 昭和十一年(一九三六)一月は正月の松の取れた頃から雪が降りはじめ、それが大方消えること又降るといふ例年のパターンで、やがて立春をむかへいつしか春の気配を感じるようになって思つてゐた。ところが二月の終り頃から降り出した雪は一向に止む気配もなく、次第に雪を増して行つた。やがて二月に入り、たが依然降つたり止んだりの天候で口佐津漁協所属漁船の大部分は母港を出航したものの連日の時

から早引きしようと思つた。二月四日は節分の良い理由を口々に言いながら午後二時頃事務所の前を排し、帰途の途に就いた。雪に転ばぬようゴム長の脚で道路の積雪を踏みしめて前進した。もの五メートル歩いた

いすゞ マリンエンジン UM06BB1B 高速への挑戦! 特長 1. 小型、軽量、高出力 2. 卓越した耐久性、信頼性 神戶いすゞ自動車株式会社

いすゞ マリンエンジン UM06BB1B 高速への挑戦! 特長 1. 小型、軽量、高出力 2. 卓越した耐久性、信頼性 神戶いすゞ自動車株式会社